

半田市社会教育関係団体活動補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第3条及び第5条の規定に基づき、社会教育のために活動する団体に対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（補助対象及び補助金額）

第2条 前条に規定する補助金の対象及びその金額は別表のとおりとし、半田市内に在住又は在勤する者が主たる構成員となっている法第10条に規定する社会教育関係団体が行う事業とする。ただし、次の事業は除く。

- （1） 国及び県の補助対象となる事業
- （2） 企業、事業所等が主催する事業
- （3） 政治活動、宗教活動又は営利事業

2 当該補助事業について指定寄附を受けたときは、その額を補助金の額に加えることができるものとする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、半田市社会教育関係団体活動補助金申請書（様式第1）に必要書類を添えて市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、毎年6月末日までに行うものとする。ただし、交付決定総額が予算に満たなかったため7月以降も随時申請を受け付ける旨の公表が市長からされたときは、市長が定める期間の範囲内で随時申請できるものとする。

（補助金の交付決定）

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、半田市社会教育関係団体活動補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により申請団体に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第5条 前条の交付決定通知を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）は、事業実施後、半田市社会教育関係団体活動補助金請求書（様式第3）を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は事業実施前に請求書を提出し、補助金の交付を受けることができる。

（変更の手続）

第6条 交付決定団体は、対象事業の内容又は予算の変更をしようとするときは、あらかじめ、半田市社会教育関係団体活動補助金変更交付申請書（様式第4）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、半田市社会教育関係団体活動補助金変更交付決定通知書（様式第5）により当該交付決定団体に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 交付決定団体は、翌年6月末日までに実績報告書（様式第6）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

（検査等）

第8条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた補助事業者に対し、補助金の使途について指示をし、関係書類の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段等により、補助金の交付を受けたことが判明したとき。
 - (2) 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。
 - (3) 補助を受けた事業を中止し、縮小し、又は期限内に完了できなかったとき。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

半田市青少年健全育成活動補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく申請の手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象条件	補助金の額
地域等が青少年を対象に実施する青少年健全育成活動事業	運用基準を別途定める。	1事業に対して40万円を限度とする。
青少年健全育成活動団体が実施する青少年健全育成事業	同上	事業に対して1団体2万円を限度とする。
半田市文化協会が実施する文化振興事業	同上	市長が事業の実施に必要と認めた額
半田市PTA連絡協議会が実施する教育振興事業	同上	同上
その他の社会教育関係団体が実施する事業で、市が必要と認めた事業	同上	同上

様式第1（第3条関係）

年 月 日

半田市長 殿

<申請者>

団体所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

半田市社会教育関係団体活動補助金交付申請書

半田市社会教育関係団体活動補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 _____ 円

2. 添付書類

様式第2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

印

半田市社会教育関係団体活動補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました半田市社会教育関係団体活動補助金についての下記のとおり通知します。

記

1 補助の可否 可 ・ 否
(否の場合はその理由)

2 補助を可とする場合の決定額

金 _____ 円

様式第3（第5条関係）

年 月 日

半田市長 殿

<請求者>

団体所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

半田市社会教育関係団体活動補助金請求書

金 _____ 円

但し、年度半田市社会教育関係団体活動補助金として

なお、上記請求者と口座名義に相違がある場合は、下記口座名義の者に受領を委託します。

記

振込口座

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 店
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

様式第4（第6条関係）

年 月 日

半田市長 殿

<報告者>

団体所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

半田市社会教育関係団体活動補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付決定のあった 年度半田市社会教育関係団体活動補助金について下記のとおり変更交付申請します。

記

1. 当初交付決定額 金 _____ 円

2. 変更交付申請額 金 _____ 円

3. 添付書類

（1）変更実施計画書（別紙1）

（2）変更収支予算書（別紙2）

4. その他

様式第5（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

印

半田市社会教育関係団体活動補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で提出のあった変更交付申請について、下記のとおり通知します。

記

- | | | | |
|-----------------|---|-------|---|
| 1. 当初交付決定額（変更前） | 金 | _____ | 円 |
| 2. 変更交付決定額（変更後） | 金 | _____ | 円 |

様式第6（第7条関係）

年 月 日

半田市長 殿

<報告者>

団体所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

半田市社会教育関係団体活動補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定があった 年度半田市社会教育関係団体活動補助金の対象事業について、下記のとおり実施しましたので、その実績を報告します。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円

2. 添付書類

（1）実績報告書

（2）収支決算書